

調査

財政指標からみた市町村財政の特性

「平成の大合併」が平成18年3月末に第一幕を終え、全国の市町村数は平成10年度末の3,232から1,821に減少した。平成の合併が必要な理由としては、第一に「生活圏と行政圏の一致」、次に「地方自治体の財政事情の悪化」や「少子・高齢化社会の到来」など挙げられていたが、国と地方に膨大な債務があるなかで、地方交付税や補助金に依存する市町村の財政運営は、大幅な見直しをせまられており、一方で、人口減少と高齢化が同時に進む時代を迎え、税収の伸び悩みと福祉などの新たな財政負担の発生という、相反する難しい課題に直面している。三位一体改革では、国から地方への財政移転を見直し、“自らの行政サービスは自らの財源で行う”としているため、地方自治体は、国への財政依存を極力抑えた財政運営の実践を迫られている。

このような中で、本稿では平成16年度決算における市町村財政の現状を主な財政指標から概観し、それぞれの市町村における財政面での特性を探ってみた。ここで取上げる財政指標は、①財政の健全度をみる財政力指数、②財政構造の弾力性を判断する経常収支比率、③公債費負担の健全度を示す起債制限比率、④将来負担の健全度をみる人口1人あたり地方債現在高の4つの指標であり、福島県が公表している平成16年度決算の市町村財政比較分析表（85市町村）の計数を使用した。

地方自治体の財政状況については、住民の理解を得るために、様々な方法で情報公開することが求められており、断片的な内容で拙稿ではあるが本稿によって1人でも多くの方々が市町村財政に感心を持っていただければ幸いである。

1. 市町村別財政指標の概要

(1) 財政力指数

地方公共団体の財政力の強弱を示す指標で、基準財政収入額（普通交付税の算定に用いるもので、地方公共団体の財政力を合理的に測定するため、標準的な状態において徴収が見込まれる税収）を基準財政需要額（地方公共団体が、合理的かつ妥当な水準における行政を行い、又は施設を維持するための財政需要）で除して得た数値の3年間の平均値である。財政力指数が1以上の団体は、合理的かつ妥当な水準での行政を行うための一般財源所要額を自らの税収で賄える団体であり、通常、普通交付税の不交付団体となる。財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいこ

とになり、財源に余裕があるといえる。

各市町村別に財政力指数をみたのが（表1）である。

一般的に、財政需要には、人口数にかかわらず必要な非弾力的需要があるため、人口が少ない町村は人口1人当たりの行政経費が高くつく傾向にあり、山間部過疎地域の自治体はどうしても財政力指数が低くなりがちで、人口規模のメリットを受けられる都市部の財政力指数は相対的に高い。

県内85市町村のうち64市町村の財政力指数が0.5未満であり、75.3%の自治体が合理的かつ妥当な水準で行政を行うための基準財政需要額に対し半分以上の財源不足を来たし、普通交付税による財源調整を得ている。

財政力指数上位の自治体は、7位までが原子力

表1

順位	市町村名	財政力指数	順位	市町村名	財政力指数	順位	市町村名	財政力指数	順位	市町村名	財政力指数	順位	市町村名	財政力指数
1	大熊町	1.58	18	鏡石町	0.53	35	磐梯町	0.39	52	岩瀬村	0.30	66	古殿町	0.24
2	新地町	1.20	19	棚倉町	0.52	35	玉川村	0.39	52	天栄村	0.30	70	湯川村	0.23
3	檜葉町	1.19	20	河東町	0.51	37	梁川町	0.38	52	只見町	0.30	71	東和町	0.21
4	広野町	1.16	21	伊達町	0.50	38	塩川町	0.37	52	北塩原村	0.30	71	西会津町	0.21
5	富岡町	0.96	22	相馬市	0.49	39	小野町	0.35	52	中島村	0.30	71	高郷村	0.21
6	原町市	0.85	22	桑折町	0.49	40	国見町	0.34	57	田村市	0.28	71	飯館村	0.21
7	双葉町	0.79	24	喜多方市	0.47	40	川俣町	0.34	57	霊山町	0.28	75	月館町	0.18
8	福島市	0.74	24	保原町	0.47	40	大玉村	0.34	57	東村	0.28	75	鮫川村	0.18
9	本宮町	0.73	24	矢吹町	0.47	40	白沢村	0.34	60	会津高田町	0.26	77	三島町	0.17
10	西郷村	0.72	27	下郷町	0.45	40	会津坂下町	0.34	60	塙町	0.26	78	館岩村	0.16
11	郡山市	0.71	27	猪苗代町	0.45	40	表郷村	0.34	60	平田村	0.26	78	新鶴村	0.16
12	会津若松市	0.66	27	小高町	0.45	40	浅川町	0.34	60	川内村	0.26	80	熱塩加納村	0.15
12	いわき市	0.66	30	三春町	0.43	47	飯野町	0.32	64	岩代町	0.25	81	南郷村	0.14
14	白河市	0.64	31	石川町	0.42	47	田島町	0.32	64	矢祭町	0.25	81	葛尾村	0.14
15	須賀川市	0.60	31	浪江町	0.42	47	檜枝岐村	0.32	66	柳津町	0.24	83	山都町	0.13
16	泉崎村	0.59	33	安達町	0.41	47	大信村	0.32	66	会津本郷町	0.24	84	伊南村	0.11
17	二本松市	0.55	34	鹿島町	0.40	51	長沼町	0.31	66	金山町	0.24	85	昭和村	0.10

*福島県「市町村財政比較分析表（平成16年度決算）」により当研究所が作成（以下、同じ）

発電所や火力発電所などの電源施設が立地する自治体であり、財政力指数1を超える大熊町、新地町、檜葉町、広野町は普通交付税の不交付団体である。財政力指数1.58の大熊町は、基準財政需要額が18億8千7百万円（平成16年度決算、以下同じ）に対し基準財政収入額が28億6百万円あり、9億1千8百万円の財源超過となっている。

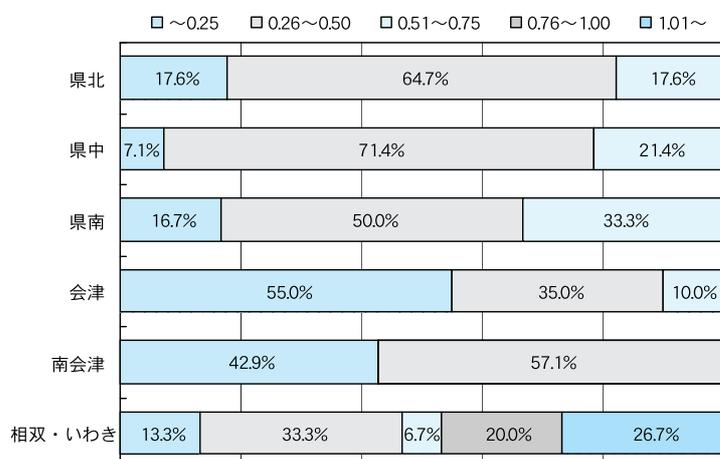
反対に、財政力指数の低い自治体をみると、0.2未満の自治体は11町村あり、最も低い自治体は昭和村の0.10で、基準財政需要額が12億2千万円に対し基準財政収入額は1億3千9百万円にとどまり、10億8千1百万円の大幅な財源不足となっている。参考までに、0.2未満の11自治体のうち7自治体が今般の「平成の合併」において合併を選択した。

財政力指数の地域別分布をみると（図1）、会津地方に財政力指数の低い自治体が多く、特に南会津の自治体はすべてが0.5未満である。

県北地区は、福島市が0.74と最も高く、次いで本宮町が0.73となっている。0.3未満は、霊山町、岩代町、東和町、月館町であり、4町とも今般の市町村合併により財政基盤の強化と財政の健全化を図っている。

県中地区は、財政力指数が0.7以上は郡山市（0.71）のみであり、市町村合併により誕生した田村市は0.28とまだ財政基盤が弱く、合併効果による行財政の効率化によって早期の健全化を目指す

図1 財政力指数地域分布



している。

県南地区は、進出企業などによって税収が安定している西郷村が0.72と最も高く、景気回復による企業業績の向上から法人村民税が上向いている。“合併を選択しない町”で有名となった矢祭町の財政力指数は0.25と低いが、法人税増などによって0.3以上を目指している。最も低い自治体は鮫川村の0.18であり、自主財源が乏しいなかで、自立への道を探る努力が続いている。

会津地区は、財政力指数0.7以上の自治体はなく、会津若松市の0.66が最高であり、全体的に財政基盤は弱い。20市町村のうち財政力指数0.3未満が12町村あり、この12町村のうち6町村が既に合併している。残り6町村のうち、昭和村、三島町、柳津町、金山町は「両沼地方5町村合併協議会」を既に解散しており、過疎と高齢化のなか、それぞれが単独で懸命な歳出削減努力をしながら行財政の効率化を図っている。

南会津地区は、7町村すべてが財政力指数0.5未満であり財政基盤は総じて脆弱であるが、既に

4町村が合併し新自治体により財政基盤の強化を目指している。

相双・いわき地区は、電源施設が立地しているため全般的に財政力指数は良好である。0.3未満の自治体は、川内村、飯館村、葛尾村の3村であるが、高い高齢化率と乏しい自主財源のなか、独自に健全財政を目指し努力している。

(2) 経常収支比率

経常収支比率は、地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経常的経費に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される経常一般財源、減税補てん債及び臨時財政対策債の合計額に占める割合をいう。この指標は、経常的経費に経常一般財源収入がどの程度充当されているかを見るものであり、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表している。

経常収支比率は、一般的に70～80%台に分布するのが標準的とされているが、近年は地方税が減

表 2

順位	市町村名	経常収支比率(%)	順位	市町村名	経常収支比率(%)	順位	市町村名	経常収支比率(%)	順位	市町村名	経常収支比率(%)	順位	市町村名	経常収支比率(%)
1	檜枝岐村	67.3	18	郡山市	82.5	35	川俣町	85.2	51	桑折町	87.8	69	新鶴村	90.5
2	大熊町	68.4	19	北塩原村	82.7	36	玉川村	85.3	53	福島市	87.9	70	白沢村	90.9
3	泉崎村	72.6	20	会津高田町	82.8	37	安達町	85.4	53	会津本郷町	87.9	71	館岩村	91.4
4	新地町	76.2	21	いわき市	82.9	37	飯館村	85.4	55	金山町	88.0	71	石川町	91.4
5	西郷村	76.3	21	鏡石町	82.9	39	高郷村	85.5	56	白河市	88.1	73	下郷町	91.7
6	大玉村	77.3	23	三春町	83.0	39	会津坂下町	85.5	56	岩代町	88.1	74	熱塩加納村	92.0
7	鹿島町	77.5	24	柳津町	83.5	41	伊達町	85.9	56	西会津町	88.1	75	昭和村	92.3
7	小高町	77.5	24	古殿町	83.5	41	埴町	85.9	59	相馬市	88.4	76	大信村	93.3
9	中島村	78.3	26	矢祭町	83.9	43	棚倉町	86.0	60	双葉町	88.5	77	霊山町	94.7
10	磐梯町	78.7	27	長沼町	84.1	44	二本松市	86.1	61	山都町	88.8	78	南郷村	95.4
11	国見町	79.7	28	飯野町	84.3	45	会津若松市	86.5	62	表郷村	89.2	79	葛尾村	95.6
12	浪江町	80.0	29	保原町	84.6	46	川内村	86.6	63	田村市	89.6	80	富岡町	95.7
13	広野町	80.9	29	猪苗代町	84.6	47	須賀川市	86.7	63	湯川村	89.6	81	伊南村	96.9
14	喜多方市	81.0	31	矢吹町	84.8	48	浅川町	86.9	65	田島町	89.7	82	月館町	97.7
15	本宮町	82.0	31	檜葉町	84.8	49	東和町	87.2	66	梁川町	89.8	83	三島町	98.2
16	只見町	82.1	33	小野町	84.9	49	平田村	87.2	67	河東町	90.1	84	東村	100.2
17	天栄村	82.4	34	岩瀬村	85.0	51	原町市	87.8	68	鮫川村	90.3	85	塩川町	100.8

収傾向にあるため、比率は高まる傾向にある。しかし、80%台後半を著しく超えるような自治体は、財政構造が硬直化しつつある点に留意する必要があるだろう。

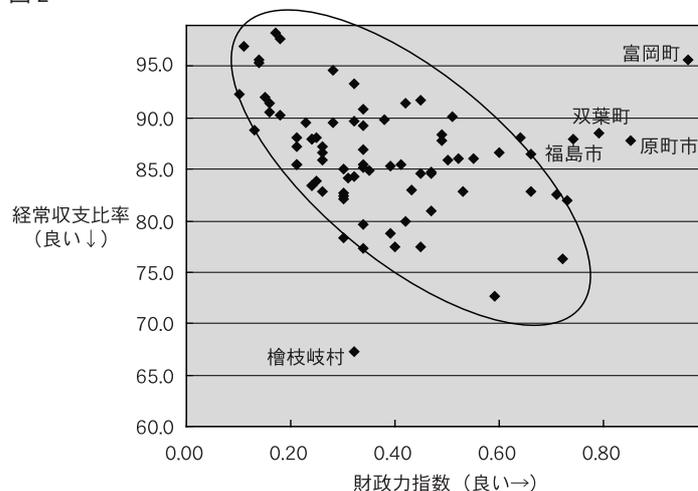
県内市町村の経常収支比率をみると、市平均では平成16年度が86.1%となっており平成12年度比で▲9.8ポイントの悪化、同様に、町村平均は86.2%であり同▲10.1ポイント悪化しており、年々悪化傾向にある。

各市町村別の経常収支比率は（表2）の通りであり、80%未満が11町村、80%以上90%未満が55市町村、90%以上100%未満が17町村、100%以上が2町村となっている。

経常収支比率が最も低い自治体は、檜枝岐村67.3%、大熊町68.4%であり、最も高い自治体は、東村100.2%、塩川町100.8%である。檜枝岐村は水力発電施設関連の税収増により経常収支比率が大幅に好転している。経常収支比率が100%を超える東村は大型建設事業の公債費負担がピークを迎えており、塩川町も同様に公債費償還を抱えている。この2町村は、市町村合併によって、新たな枠組みのなかで財政構造の弾力化に取り組んでいる。

（図2）は、財政力指数（0.00～0.99）を横軸に経常収支比率（60%～99%）を縦軸にとった散

図2



布図である（注：財政力指数1以上の4町と経常収支比率100%以上の2町村は含まれていない）。財政力指数と経常収支比率には緩やかな相関関係がみられ、財政力指数が弱い自治体は経常収支比率が高い傾向にある。

中心の分布から大きくかい離する自治体としては、富岡町と檜枝岐村の事例がみられる。富岡町は、財政力指数が0.96と高い反面、経常収支比率が95.7%と財政の硬直化が進んでいる。電源立地地域による税収増から財源に余裕があるが、発電施設の償却年数経過による税収減から経常収支が悪化傾向にあり、同町では行財政改革による義務的経費の削減に取り組んでいる。檜枝岐村は、財政力指数が0.32と弱いが経常収支比率は67.3%と県内市町村トップである。これは電源施設に係る固定資産税の大幅増収によるものであるが、これ以外の税源には乏しいため、村ではより一層の改革に努力している。

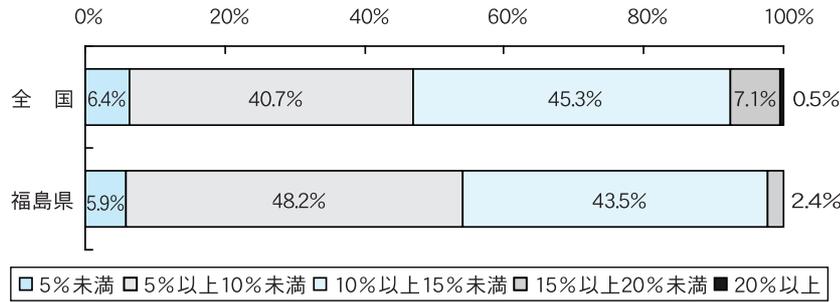
(3) 起債制限比率

地方公共団体における公債費による財政負担の度合いを判断する指標の一つで、比率が高いほど財政負担の度合いは重く、起債制限比率が20%以上の団体については、一定の地方債（一般単独事業に係る地方債）の起債が制限され、30%以上の団体については、さらにその制限の度合いが高まる

（一部の一般公共事業に係る地方債についても起債が制限される）こととなる。起債制限比率は、借入金の元利金償還額が一般財源の規模に対してどの程度の割合かを表すものであり、自治体の借入余力を示す指標とも言える。

起債制限比率の全国平均は12.4%であり、福島県平均は9.7%である。起債制限比率の段階的分布状況（市町村）を全国と福島県で比較してみると（図3）、全国は5%以上10%未満が40.7%、10%以上15%未満

図3 起債制限比率の段階別分布状況（市町村）



が45.3%となっているが、福島県では5%以上10%未満が48.2%と最も多く、次いで10%以上15%未満が43.5%となっている。起債制限比率が15%以上の自治体は、全国で194自治体（7.6%）あるが、福島県は2自治体（2.4%）となっており、このうち起債が制限される20%以上の自治体は、全国で13自治体（0.5%）あるが、福島県では存在していない。

各市町村別の起債制限比率は（表3）の通りであり、15%以上の自治体は三春町と東村の2町村である。三春町は、学校・道路などの公共施設建設や中心市街地活性化事業などの公共投資を集中的に実施したため起債制限比率が上昇したが、以後の地方債発行を抑制しており今後は低下を見込

んでいる。

(4) 人口1人当たり地方債現在高

人口1人当たりの地方債現在高（普通会計負担分）が（表4）である。地方公共団体にとっての将来にわたる財政負担としては地方債や債務負担行為等があるが、ここで取り上げた人口1人当たりの地方債現在高（以下、地方債現在高）は、将来的な元利金の負担度合いをみるものである。なお、地方債現在高に債務負担行為額を加え、積立金現在高を差し引いた額が、地方公共団体が将来にわたって抱える実質的な財政負担である。

地方債現在高が1百万円を超える自治体は12町村あり、大半が過疎と高齢化に悩む山間部の自治体である。人口数が少ない町村が大型公共工事を

表3

順位	市町村名	起債制限比率(%)	順位	市町村名	起債制限比率(%)	順位	市町村名	起債制限比率(%)	順位	市町村名	起債制限比率(%)	順位	市町村名	起債制限比率(%)
1	新地町	0.7	18	鹿島町	7.8	35	東和町	9.0	50	玉川村	10.5	68	石川町	12.2
2	磐梯町	1.9	18	飯館村	7.8	35	猪苗代町	9.0	53	喜多方市	10.6	70	塩川町	12.4
3	国見町	2.0	20	原町市	7.9	37	榎葉町	9.1	53	岩瀬村	10.6	71	矢吹町	12.7
4	大熊町	2.8	20	棚倉町	7.9	38	北塩原村	9.2	55	昭和村	10.7	72	大信村	12.8
5	中島村	4.8	22	古殿町	8.0	38	河東町	9.2	56	田村市	10.9	73	白河市	12.9
6	安達町	5.2	23	岩代町	8.1	40	平田村	9.3	56	下郷町	10.9	74	鏡石町	13.2
7	天栄村	5.3	24	二本松市	8.2	40	浅川町	9.3	58	須賀川市	11.2	74	三島町	13.2
8	川内村	5.4	25	会津高田町	8.3	42	月舘町	9.4	59	保原町	11.3	76	双葉町	13.3
9	檜枝岐村	5.8	26	田島町	8.5	43	いわき市	9.5	60	梁川町	11.4	77	新鶴村	13.4
10	湯川村	5.9	26	会津坂下町	8.5	44	塙町	9.6	61	伊南村	11.7	78	葛尾村	13.7
11	長沼町	6.3	28	本宮町	8.6	44	浪江町	9.6	61	南郷村	11.7	79	金山町	14.2
11	熱塩加納村	6.3	28	会津本郷町	8.6	46	山都町	9.9	63	飯野町	11.8	80	会津若松市	14.3
13	柳津町	6.9	30	相馬市	8.7	47	白沢村	10.0	63	富岡町	11.8	81	泉崎村	14.8
14	桑折町	7.0	31	郡山市	8.8	48	川俣町	10.1	65	矢祭町	12.0	82	霊山町	14.9
15	高郷村	7.1	32	伊達町	8.9	48	小高町	10.1	65	小野町	12.0	82	表郷村	14.9
16	広野町	7.5	32	大玉村	8.9	50	福島市	10.5	67	舘岩村	12.1	84	三春町	15.2
17	只見町	7.7	32	西郷村	8.9	50	鮫川村	10.5	68	西会津町	12.2	85	東村	15.7

表 4

(円)

順位	市町村名	人口1人当 たり地方債 現在高	順位	市町村名	人口1人当 たり地方債 現在高	順位	市町村名	人口1人当 たり地方債 現在高	順位	市町村名	人口1人当 たり地方債 現在高	順位	市町村名	人口1人当 たり地方債 現在高
1	大熊町	82,234	18	原町市	387,552	35	岩代町	523,141	52	表郷村	635,951	69	山都町	795,969
2	小高町	273,051	19	西郷村	392,187	36	白沢村	534,942	53	双葉町	641,361	70	西会津町	877,481
3	富岡町	308,851	20	保原町	400,057	37	田島町	539,103	54	会津本郷町	642,506	71	川内村	904,778
4	浪江町	312,151	21	いわき市	402,955	38	浅川町	547,294	55	塩川町	642,979	72	東村	964,026
5	喜多方市	321,817	22	石川町	404,606	39	東和町	552,869	56	三春町	643,310	73	泉崎村	994,248
6	棚倉町	339,666	23	会津坂下町	427,793	40	国見町	555,277	57	岩瀬村	652,756	74	只見町	1,010,448
7	本宮町	344,763	24	相馬市	437,348	41	霊山町	556,491	58	古殿町	678,108	75	南郷村	1,014,550
8	長沼町	344,813	25	大玉村	441,055	42	伊達町	563,135	59	熱塩加納村	712,945	76	高郷村	1,083,247
9	須賀川市	348,654	26	小野町	442,272	43	塙町	573,450	60	鮫川村	723,294	77	柳津町	1,105,642
10	檜葉町	351,007	27	梁川町	460,055	44	新地町	574,524	61	矢祭町	725,711	78	金山町	1,164,050
11	郡山市	352,349	28	会津若松市	467,729	45	湯川村	574,547	62	平田村	736,492	79	昭和村	1,181,475
12	会津高田町	355,020	29	中島村	471,608	46	天栄村	597,816	63	玉川村	741,246	80	伊南村	1,380,174
13	福島市	358,004	30	広野町	475,933	47	安達町	598,172	64	新鶴村	750,187	81	三島町	1,381,423
14	川俣町	358,005	31	白河市	479,556	48	田村市	600,852	65	磐梯町	761,416	82	葛尾村	1,389,762
15	二本松市	367,433	32	鏡石町	516,948	49	飯野町	612,832	66	飯館村	765,092	83	北塩原村	1,450,705
16	桑折町	370,320	33	矢吹町	522,146	50	猪苗代町	618,181	67	下郷町	772,440	84	館岩村	1,681,053
17	河東町	373,455	34	鹿島町	522,641	51	月館町	631,566	68	大信村	777,469	85	檜枝岐村	2,725,099

実施すると、どうしても町村民1人当たりの地方債現在高が多額にならざるを得ず、例えば、人口648人（17.3.31現在）の檜枝岐村は、廃棄物処理施設などの大きな財政負担をとまなう事業により、地方債現在高が2,725千円と多額になっている。しかし、同村の起債制限比率は5.8%と低く、一般財源の規模に対して借入金の元利金償還額は負担になっておらず、本指標のみをもって財政負担の度合いを判断することは適当でない。しかし、先に記載した財政力指数や経常収支比率などの指標が不健全なランクに該当する自治体は、より一層の行財政改革に取り組む必要がある。

2. 類似団体との財政比較

前項1では市町村財政の特性を4つの指標から個別にみたが、市町村財政全般については、その市町村がおかれた経済や産業構造、人口構成などによって各市町村の基礎的条件が異なるため、個別指標を単純に比較してその特性を捉えることは適当でない。

総務省では、各市町村の行政権能や人口および産業構造などの相違を踏まえて、全国の市町村を

88の類型（平成16年度決算）に分類しており、当該市町村と同じ類型に属する団体を類似団体といい、地方公共団体の財政診断は、この類似団体平均との比較による分析が中心である。

福島県でも市町村財政年報（平成16年度）において「類型区分別市町村一覧表」として市町村類型を公表しており、本項ではこの類型に従って県内11市と類似団体平均（以下、平均）を比較してみた（表5）。

- ① 田村市～財政力指数が平均を下回っており財政基盤は弱い。また、地方債現在高も旧5町村において実施した各種建設事業により平均を大きく上回っている。合併効果による行財政の見直しにより、早期の財政健全化を目指している。
- ② 喜多方市～経常収支比率と地方債現在高が平均より良くなっている。今後は周辺町村合併による財政負担の増加も考えられることから、平均をやや超えている起債制限比率には留意が必要であろう。
- ③ 相馬市～4指標ともほぼ平均に近く、特に起債制限比率は平均より良くなっている。
- ④ 二本松市～経常収支比率、起債制限比率、地

方債現在高とも平均より良好であり、財政力指数も他の市に比べて高めである。周辺3町との合併があり今後とも歳出の削減を継続している。

- ⑤ 白河市～財政力指数と経常収支比率が平均より良く、特に財政力指数は平均より高めである。しかし、起債制限比率や地方債現在高が平均よりやや見劣りするため、財政健全化策を推進し改善を図っている。
- ⑥ 原町市～4指標とも平均よりも良く、特に財政力指数と起債制限比率は良好である。11市のなかで4指標とも平均より良好な自治体は原町市のみである。
- ⑦ 須賀川市～4指標とも平均に近い。起債制限比率が国体開催時の大規模事業によりやや高めになっているが、改善傾向にある。
- ⑧ 会津若松市～財政力指数と経常収支比率が平均より良く、特に経常収支比率は平均より良好である。しかし、過去の景気対策による公共事業や国体関連施設の整備事業などによって起債制限比率が悪化しており、11市で最も高い水準となっている。行財政再建プログラムによる改革を継続実施し改善を図っている。
- ⑨ 福島市～経常収支比率、起債制限比率、地方債現在高とも平均より良く、財政力指数もほぼ平均並みである。
- ⑩ 郡山市～4指標とも良く、特に起債制限比率は良好な水準を維持している。
- ⑪ いわき市～経常収支比率と起債制限比率が平均より良いが、財政力指数と地方債現在高が平均を下回っている。景気低迷による影響から財政力指数がやや低めとなっており、その改善を図っている。

以上、11市の概略を記載したが、類似団体平均との比較による地方公共団体の財政診断において留意しなければならない点は、“類似団体平均”は当該市町村の“あるべき姿”や“目標値”を示

表5

市 名	財政力指数	経常収支比率(%)	起債制限比率(%)	人口1人当たり地方債現在高(円)
(類似団体平均)	0.43	88.8	9.8	432,592
田 村 市	0.28	89.6	10.9	600,852
(類似団体平均)	0.57	88.7	9.9	395,397
喜 多 方 市	0.47	81.0	10.6	321,817
相 馬 市	0.49	88.4	8.7	437,348
二 本 松 市	0.55	86.1	8.2	367,433
(類似団体平均)	0.55	93.4	11.7	430,935
白 河 市	0.64	88.1	12.9	479,556
原 町 市	0.85	87.8	7.9	387,552
(類似団体平均)	0.65	86.3	9.4	341,150
須 賀 川 市	0.60	86.7	11.2	348,654
(類似団体平均)	0.60	90.5	10.7	424,797
会 津 若 松 市	0.66	86.5	14.3	467,729
(類似団体平均)	0.79	90.6	11.2	361,809
福 島 市	0.74	87.9	10.5	358,004
(類似団体平均)	0.70	82.2	11.3	421,783
郡 山 市	0.71	82.5	8.8	352,349
(類似団体平均)	0.79	84.3	10.6	339,704
い わ き 市	0.66	82.9	9.5	402,955

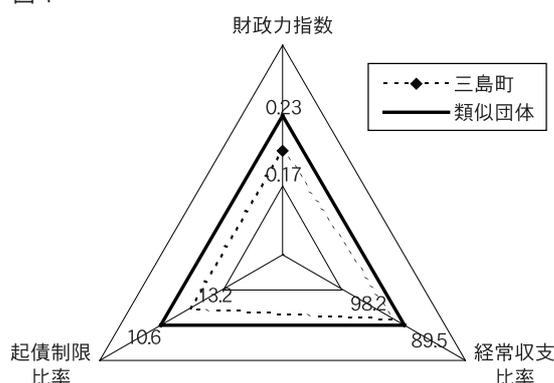
したのではなく、類似団体平均はあくまでも当該市町村と“類似した団体”の平均にすぎないという点である。

類似団体平均との比較では、その結果の“良し悪し”に一喜一憂すべきでなく、むしろ、類似団体平均を、自らの財政を見直すための参考指標として活用し、あるべき財政の姿を追求するツールとして使って欲しい。

前項1で記載した4つの指標について、何れの指標においても県内85市町村の下位10位以内に該当する市町村は三島町と葛尾村の2町村である。この2町村についても、類似団体平均（地方債現在高を除く）との比較分析を掲載してみた（図4、図5）。

三島町は、財政力指数、経常収支比率、起債制限比率において類似団体平均に見劣りし、財政の硬直化が進んでいる。公共工事削減や景気低迷の影響により、町内の主要産業である建設業が事業

図4



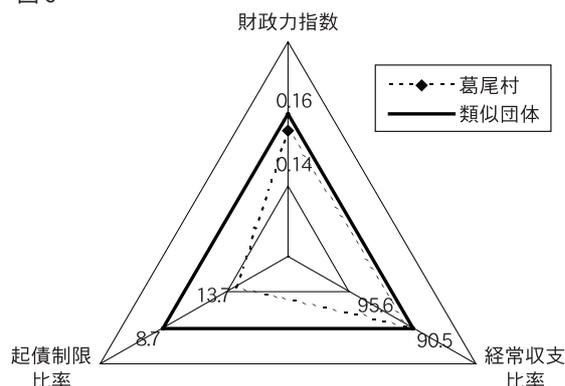
規模の縮小や転廃業を余儀なくされていることから、税収が減少傾向を辿っており、一方で、老人ホームや保育所などの社会資本整備事業が町財政を圧迫している。厳しい財政事情のなか、職員数や人件費の削減などあらゆる面での行財政改革を推し進め、改善を図っている。

葛尾村は、同様に、財政力指数、経常収支比率、起債制限比率において、類似団体平均に見劣りしており、財政基盤は脆弱である。同村の主要産業は農林業であるが、農産物価格の低迷によって税収は減少傾向にあり、事業所等も少ないため自主財源にも乏しい。同村では、集中改革プランにより、事務事業および組織機構等の見直しを含め、人件費、物件費、補助費等の更なる抑制に努力している。

3. 自治体破綻法制と地方の自立

総務大臣が設置した「地方分権21世紀ビジョン懇談会」（以下、懇談会）は、4月28日に中間取りまとめを発表したが、そのなかで、自治体の再生型破綻法制の整備などを提言している。自治体の破綻法制は、財政難の自治体を民間企業並みに破綻・再生させる仕組みであるが、中間取りまとめでは、護送船団方式により形成された“国がなんとかしてくれる”という神話が、財政規律の緩みにつながった面は否定できないとし、数年以内に破綻法制を整備すべきとしている。併せて、第

図5



三者機関等を活用した早期是正措置の導入も提言している。

この中間取りまとめでは、現状の問題点として、①行き過ぎた国の関与と地方の財政的依存、②地方の累積債務の増大、③人口が減少する中での持続性の劣化、④地域独自の魅力の形成が不十分、⑤住民参加、住民による監視（ガバナンス）の不十分、⑥不透明な地方行財政の実態、の6点を指摘し、対応の方向性としては、①地方が自由と責任を持って自立できるよう、国と地方の関係を“複雑重層から単純明快へ”、“縦型から水平対等へ”と転換する、②地方においても簡素で効率的な小さな政府をつくる、③全国一律ではない、人々をひきつける独自の魅力と活力に溢れた地域をつくる、④国に依存することなく、受益と負担に関する住民の選択、住民による監視（ガバナンス）をエンジンにした住民自治を実現する、⑤住民が他の地域と比較できる明確な基準を設定し、情報開示を徹底する、それによって透明性を確保する、の5点到要約している。

この懇談会では、地方自治体に財源保障した地方交付税の見直しと破綻法制の検討を課題に挙げているが、過去の景気対策のなかで、地方の単独事業を奨励しその財源として地方交付税を当ててきた経緯を考えれば、地方の無駄遣い論や民間企業並みの自己責任論にはやや抵抗感がある。しかし、地方自治体にとっても、不要不急な公共事業

を実施してきた側面も否めないことから、自らの財政運営を見直すのは当然の責務である。地方交付税や補助金などの見直しには、地方自治体が担ってきた業務の見直しや税源移譲、権限委譲の問題を伴うが、国と地方の区分けには時間がかかるため、当面、地方としては、歳出の見直しを含めた行財政改革を優先的に実施すべきである。

人と富が中央に集中する現在の社会経済構造において、過疎と少子高齢化による人口減少が著しい地方に対し自己責任と自助努力を求めても自ずと限界がある。重要なことは、行財政改革を進める前提として、「国のあり方、地方の進むべき方向性」を明確にし、“地方に誇りが持てる”政策を打ち立てることであり、地方は、地域活力の低下を嘆いても問題解決しないのであり、政策の優先順位を明確にしたメリハリのある財政運営をしながら、“地方が自立する方向性を自らの手で示す”ことである。

4. 市町村財政運営の方向性

地方が、地方交付税や補助金など国からの財源移転に極力依存しないためには、経済的に自立する必要があるが、地方の主要産業である農林業・建設業などの地場産業が、市場経済のなかで産業として成立する前提がなければならない。これらの地場産業の衰退が著しく、国の支援によって地方が生き延びてきた状況では、地方の自立はなかなか困難であるが、しかし、今後は国の支援に多くを期待できないことも事実であり、市町村自治体は、行財政改革を進めながら地域経済の活性化を図るといった難しい課題に立ち向かわなければならない。

それではどのように対応したら良いのであろうか。市町村自治体が効率的な財政運営をしながら、同時に、地域経済が活性化するための方策としては、“共倒れ”から“共生”へと進化する以外に

はないと考える。隣接する各市町村が、同じような施設を持ち、同じような行政サービスを単独で手掛ける状況には限界があり、各地域に最も適した施設を集約して、それぞれの自治体が連携協力し、規模のメリットを享受し合う体制へと進まなければならない。上下水道や福祉施設、ごみ処理、防災施設など広域的に連携して対応可能な行政課題は数多いと思われる。

都市部と地方には税収の開きが歴然として存在し、将来的には、その間の行政サービスの格差が拡大する可能性も考えられるが、財政移転に対する依存意識を極力払拭して、あらゆる選択肢を排除せずに取り組む姿勢を持ちながら、「地域全体としての持続可能性」を探るべきである。

おわりに

“減り続ける地方交付税”という厳しい環境下では、「効率的な行政サービスの提供」と「受益者負担の強化」は避けて通れないテーマである。住民福祉の最大化は、行政にとって重要な課題であるが、“個人や家族に出来ることを行政がしてきた”側面は否めず、“個人や家族に出来ないことを行政がする”仕組みに変更する必要がある。

また、介護福祉などにみられるように、行政サービスが、特定の層や人に集中する傾向が見られるため、メリハリの利いた受益者負担が必要であろう。

国と地方における厳しい財政事情を考えるならば、“従来の歳出構造は維持できない”と考えるべきであり、例外を設けない、生き残りを賭けた思い切った改革が今こそ求められる。

(担当：小島)

<参考資料>

市町村財政比較分析表（平成16年度決算）：福島県
市町村財政年報（平成16年度）：福島県
地方財政白書（平成16年度決算）：総務省